

付けが「狩猟」から「収入」へと転換したためである。この時期の国家財政は、中世的二元性の原則に基づいていた。すなわち、経常費については、「国王私財」によって「自活」し、戦費などの非経常費についてのみ、国王の「必要の提訴」に応じて議会が課税を承認するというものであった。しかしながら、当時、行政機構の拡大や戦費の増大などにより「国王自活原則」の維持が難しくなっており、議会の側も平時における経常費の支弁のための財政協力を拒んでいた。そのため、国王政府は、大権の収入、封建的収入、王領地収入からなる「国王私財」を抜本的に挽回増収する「財政封建制」を展開することを余儀なくされたのである(v-vi頁)。ゆえに本書の問題設定は、財政封建制の中でフォレスト政策を取り上げ、フォレストの財政的活用(=大権の収入の強化)の実態を解明することに置かれているのである。

第1部では、財政的活用が行われる直前までのフォレストの状況が検討されている。フォレストの指定とその境界については、エドワード1世時代(1299年)の調査に基づいており、それが17世紀まで基本的に持続した。しかしながら、その後、フォレスト(法)制度は衰微していくことになる。そのためフォレスト住民は、長きにわたり共同権を保持・強化し、さらにフォレストの管理を自治的に掌握していたのである。このようにフォレスト制度が衰微した理由として、そもそも国王の狩猟熱が冷めていったこと、ならびにフォレスト内森林の譲渡や特権の授与が進み虫食い状態になったことがあげられている(12, 25-6頁)。

エリザベス期以降、財政難克服のために「財政封建制」が強化されると、「フォレスト」の性格も大きく変化していく。すなわち、フォレストの意義付けが「狩猟」から「収入」へと大きく転換するのである。エリザベス期からチャールズ1世期までのフォレストの財政的活用策は3つの段階をもって進められるが、それが本書の第Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ部に対応している。

第1段階は、エリザベス期からジェームズ1世期であり、フォレスト法を前提とする「伝統的」増収策が実施された。代表的な政策として、フォレスト内の森林地・コピス地の賃貸、樹木売却に加え、フォレスト法違反者への料金が強化された。

第2段階は、ジェームズ1世末期からチャールズ1世期であり、イングランド北・西部にある保全の悪いフォレストに対するフォレスト法そのもの

酒井重喜 著

『近世イギリスのフォレスト政策 —財政封建制の展開—』

井内 太郎

本書は、チューダー・初期ステュアート期のフォレスト政策を財政史的観点から検討しようとする意欲作であり、5部構成で9章から構成されている。

本書の特徴として、2つの鍵概念、すなわち「フォレスト」と「財政封建制」が全体をしっかりと支えていることから、まずその歴史的意味についておさえておく必要がある。「フォレスト」とは、広義の森や森林地を意味するものではない。国王が国王狩猟地として、その「緑と肉」を保護するために、国王大権を行使して、特別指定区とした地域を指す(序章i-ii頁)。したがって、フォレスト内の領主や住民は、狩猟鳥獣を維持するために、様々な制約を甘受することを義務づけられたが、その一方で、その代償として、広範な共同権(採木権、放牧権など)を保証されたのである。

ではフォレストを、なぜ財政史的観点から検討する必要があるのかといえ、16世紀後半以降に、国王財政の窮状の打開策として、フォレストの意義

を解除して増収をはかるといふ、新たな展開をみせることになる。解除後に森林地・荒蕪地が国王・領主・住民に配分されることになった。当初、その土地の囲い込み・改良（＝農地化）や系統だった樹木栽培により、食糧生産が増大し、貧民への雇用機会の創出、継続的地代収入の確保など経済的価値が高まると見込まれていたが、実際には近視眼的な収入獲得策へと転じていった。

第3段階は、チャールズ1世の親政期であり、フォレストの財政的活用がさらに強化されることになる。まず、北・西部においてフォレスト法の解除が格段に強化された。他方で、中・南部において、フォレストの拡大が行われ、侵犯行為に対して高額料が科された。すなわち1299年に確定されたフォレスト境界以前の古来の境界を復活して、何世紀もフォレスト法を免除されてきた地域に再適用し、さらにはかつてフォレスト法に服したことのない地域にまで新たにフォレスト法を適用し、加えてその指定解除を示談金で「売る」ものであった（229、247頁）。こうして西・北部と中・南部の2つの地域において、フォレストの拡大と縮小という相反的な政策が実施されることになったのである。

では、一連のフォレスト活用政策が、「国王私財」劣化の挽回策として貢献したのかといえ、否である。それどころか、同じ大権の課税である船舶税はかなりの収入を上げたが、それは不十分な成果しかあげず、1641年8月7日の長期議会でフォレスト活用策と船舶税、両者とも廃止されることになるのである。実証的な論の展開は別として、この結論自体に、それほど新鮮みはない。

評者が関心をもったのは、その失敗ないしは国王政府に対する抵抗の要因である。すなわち、本書全体に通奏低音のように流れているのは、フォレスト政策が、常にフォレスト内の領主や住民が享受してきた採木権・放牧権などの共同権と衝突し、住民の反発を招いたことである。このようなフォレスト内の共同地・共同権を巡る問題は、同じ財政封建制の展開の中で「他のものにはない特殊な問題」（vi頁）であった点でも注目に値する。第V部では、ディーン・フォレストを事例として、チャールズ1世期のフォレスト政策と住民の共同権の対立の実態が描かれている。この地域には石炭や鉄鉱石などの豊富な地下資源が埋蔵されており、国王に領有権があった。中世以来、同フォレスト内の鉱夫たちは、共同権の一部として採掘権を認められており、彼らはその慣習的権利を集成した独自の「採掘法」を守って

きた。しかしながら、17世紀に入ると巨大な溶鉱炉を持った製鉄所が成長し、国王はその利権と燃料用の木材伐採権を事業家に貸し、その財政収入に期待をかけたのである。こうした政策が、フォレスト住民の慣習的共同権や、鉱夫の採掘権の法的権原を危うくし、またそれを圧迫したために、「西部の叛乱（1628～32年）」が勃発したのである。彼らの要求は、フォレスト法を「廃止」するのではなく「乱用」を許さぬ形に戻し、彼らの慣習的権利を守ることにあった点を確認しておきたい。したがって、この叛乱を国王・フォレスト役人に対するシャリヴァリと見ることも可能であろう。

これらの点を踏まえて、国王によるフォレストの財政的活用に対する西・北部と中・南部という「2つの性格の異なる反発はともに、チャールズ1世の権力基盤を腐食し劣化させ、清教徒革命の基礎的な要因となった」（239頁）という著者の指摘について考えてみたい。まず、本書の内容から、この内乱をあえて「清教徒」の革命とすることには違和感をおぼえる。また「革命」に関しても、論者により見解は様々であり、本書でも引用されているJ.モリルは、修正主義の立場から、イングランドの革命には否定的でブリテン諸島の革命として捉えようとしている。本書でも指摘されているように、フォレストの活用策により圧迫を受けた貴族・ジェントリが直ちに議会派に走ったわけでもない（282頁）。確かに、財政封建制への批判の一環という点では、船舶税と同様に内乱の基礎的要因の一つと考えられるが、長期議会では、1641年に「船舶税廃止法」と「フォレスト確定法」を同時に成立させているように、その扱いには、かなりの違いが見られる。短期・長期両議会は、「フォレスト法を『廃止』するのではなく『乱用』を許さぬ形に戻した」（236頁）という著者の指摘は、あらためて重要な意味を持ってくる。さらにフォレスト政策をフォレスト内の政治・社会的視点から見ても、内乱期に住民は、一貫してフォレストを自治的に管理し、慣習的な共同権（＝独自の法意識）を守り抜こうとしたのであり、こうした態度は、王政復古以降も変わることはなかった。このように内乱期のフォレスト問題は、「断絶性」よりも「連続性」が際立っており、その意味でも「他のものにはない特殊な問題」（vi頁）といえるかもしれないのである。

本書は、近世イングランドのフォレストに関する代表的な研究（P.A.J.ベティット、S.モリソン、G.ハマスリ、R.W.ホイルなど）に依拠しており、

オリジナリティに欠けるかもしれない。しかしながら、邦語で読め、また信頼に足る近世イングランドのフォレスト研究としての本書の学問的価値は、依然として高い。また著者も今後の課題としているが(337頁)、フォレスト研究は、フォレスト住民のアイデンティティや法意識、フォレストの貧民救済という社会的機能、閉い込みや密猟の訴訟をめぐるフォレスト法(=国王大権事項)とコモンロー体系や狩猟法(=議会制定法)の関係性など、近世イングランドの国家と社会の関係を考えるうえで、重要な研究素材を提供してくれるのである。今後、こうした研究が進展することを期待して、筆を擱きたい。

(ミネルヴァ書房, 2013年10月, ix+361頁, 5,000円
+税)